

# 奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金給付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、光熱費等の高騰の影響を受けた医療機関等に対し、医療提供の負担を軽減し、県民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化に伴い創設された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を財源として、予算の範囲内において、医療機関等に対し奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金（以下「給付金」という。）を給付するものとし、その給付に関しては、この要綱の定めるところによる。

## (給付金の給付対象者及び額)

第2条 給付金は、次に掲げる医療機関等であって、令和5年8月1日において現に開設されているものに対し給付する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第8条の規定による届出をした助産所
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項又は第53条第1項の指定を受けた訪問看護事業所（同法第71条第1項又は第115条の11により指定があったとみなされる事業所を除く。）
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）第9条の2又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条の規定により届出し、療養費の受領委任の取扱いの承諾又は登録を受けた施術所

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する医療機関等のうち、市町村、地方公共団体の組合、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人地域医療機能推進機構が開設するものは、給付金の給付対象者とししないものとする。

3 給付金の額は、次の表のとおりとする。

医療機関等の別	給付金の額
病院 診療所（医療法第7条第2項に掲げる病床（以下「病床」という。）を有するもの）	病床の数に35,000円を乗じた額
診療所（病床を有しないもの） 薬局 助産所 訪問看護事業所 施術所	35,000円

4 第1項第4号に規定する施術所に係る前項の給付金の額の適用について、当該施術所が同一の施設において、あはき法及び柔道整復師法に基づき施術を行う場合にあっては、これを一の施術所とみなして同項の規定を適用する。

(給付金の給付の申請等)

第3条 給付金の給付を受けようとする前条第1項の医療機関等は、奈良県電子自治体共同運営システム電子申請サービス（以下「e-古都なら」という。）により、給付金の申請及び請求をしなければならない。この場合において、当該医療機関等は、知事が別に定めて通知するe-古都ならの利用方法に従い、申請及び請求を行うものとする。

(申請の受付開始日及び期限)

第4条 給付金の申請受付開始日は令和5年8月28日とし、前条の規定により申請及び請求を行う医療機関等（以下「申請者」という。）は、令和5年11月10日までに申請及び請求をしなければならない。

(給付の決定等)

第5条 知事は、申請者からe-古都ならにおける申請及び請求があった場合において、医療機関等の開設、病床の数その他の内容を審査し適当と認めるときは、給付金の給付を決定するものとする。

2 知事は、給付金の給付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

3 知事は、第1項の規定による給付の決定後、遅滞なく、その旨をe-古都ならその他の方法により申請者に対し通知し、及び給付金を交付するものとする。

4 知事は、申請者から第3条に規定する申請及び請求があった場合において、その内容を審査し不適当と認めるときは、申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の規定による決定を受けた医療機関等は、給付金の給付の申請を取り下げようとするときは、同項に規定する申請及び請求の日から5日以内に取下げの旨及びその理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(給付金の給付等に関する周知)

第7条 知事は、給付金の給付に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業内容について、通知、広報その他の方法により、第2条第1項に規定する医療機関等（以下「周知対象者」という。）に対し、周知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第4条に規定する申請及び請求の期限までに、第3条の規定による申請及び請求を行わなかった周知対象者については、給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第5条第1項の規定による給付の決定を行った後、e-古都ならにおける申請及び請求に係る内容の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、第5条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「給付金受領者」という。)の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請及び請求が取り下げられたものとみなす。

(指示及び検査)

第9条 知事は、給付金受領者に対し、必要な指示及び検査を行うことができる。

(給付の決定の取消し)

第10条 知事は、次のいずれかの場合は、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 給付金受領者が、前条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (3) 給付金受領者が、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
- (4) 給付金受領者が、給付金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなったとき。
- (5) 同一の医療機関等が、重複して給付金の給付を受けたことが明らかとなったとき。

(給付金の返還)

第11条 前条の規定により、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に給付した給付金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。